平成２５年（フ）第１１３号
広島市東区中山新町２丁目２番23―201号
債務者　池田美由紀
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５号
広島市東区二葉の里２丁目６番25―204号
債務者　中島　昌子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２号
福岡市東区多の津５丁目32番20―604号
債務者　盛山　香代（旧姓大成）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４３号
福岡市西区福重５丁目13番26号
債務者　本田　るみ
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６０号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久69番地９
債務者　原島　　洋
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
佐賀県佐賀市駅前中央３丁目16番４号　アインス駅前中央201
債務者　古賀　孝子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目245番地　サマーパイン202
債務者　中川鉄二郎
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
北海道小樽市稲穂５丁目27番25号　静和コーポＢ棟202
債務者　亀田　逸子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２２７０号
札幌市中央区南５条西５丁目21番１号
破産者　株式会社トールオーダー
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３号
北海道浦河郡浦河町大通４丁目42番地
破産者　株式会社城地商店
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
宮城県栗原市一迫真坂字高橋９番地の２
破産者　有限会社かじか沢山の神養殖場
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
栃木県那須塩原市南郷屋４丁目16番地８
破産者　太平洋ホーム株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５０号
栃木県那須塩原市四区町727番地230
破産者　今井　英雄
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５１号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3374番地170
破産者　有限会社エス・ファクトリー
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５２号
栃木県那須塩原市四区町727―244、住民票上の住所栃木県那須郡那須町大字高久乙3374番地170
破産者　志村　保広
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第８１号
栃木県大田原市上石上1539番地８
破産者　富翔タイヤ有限会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第８２号
栃木県大田原市宇田川992番地11
破産者　瀬尾　慶子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第３３９号
群馬県前橋市田口町1216番地の１　Ｂ―32号
破産者　有限会社アテイン
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４０号
群馬県前橋市田口町1216番地１　Ｂ―32号
破産者　大島　貫爾
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８９号
東京都日野市新町１丁目16番地の１サンアベニュー日野119
破産者　新井　一彦
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部